

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：豊橋市地域下水道事業特別会計

事業名	特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設（下水道事業）		
事業開始年月日	昭和50年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名	豊橋市	職員数（H22. 4. 1現在）	4人
構成団体名			
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 <input type="checkbox"/> 経営健全化基準以上		
	計画期間：		

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
- 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。
- 3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
- 5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	183円（H21年度）	財政力指数	1.002（H22年度）
資金不足比率（健全化法）（％）		財政力指数（臨財債振替前）	0.930（H22年度）
経常収支比率（％）	89.0（H21年度）	実質公債費比率（％）	8.9（H22年度）
		将来負担比率（％）	88.0（H21年度）

- 注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。
- この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。
- なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。
- また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること。
- 3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
<input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
<input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村：]

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	豊橋市地域下水道事業経営健全化計画
計画期間	平成22年度～平成26年度
計画策定責任者	豊橋市長 佐原 光一
既存計画との関係	—
公表の方法等	豊橋市上下水道局ホームページ
基本方針	常に水洗化率の向上及び経費削減を念頭に計画的な整備及び維持管理を行っていく。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 6%未満	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	3,798.8	69,265.2	27,057.8	100,121.7
	補償金免除額	858.0	14,611.2	3,256.4	18,725.4
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額		1,146.0	4,820.6	5,966.5

- 注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。
- 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	特定環境保全公共下水道建設債		52,626.8	27,057.8	79,684.6
	農業集落排水施設建設債	3,798.8	16,638.5		20,437.2
	合 計 (A)	3,798.8	69,265.2	27,057.8	100,121.7
	※上記のうち (再掲) 一般会計負担分				
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)	3,798.8	69,265.2	27,057.8	100,121.7

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
	合 計 (A)				
	※上記のうち (再掲) 一般会計負担分				
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)				

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	農業集落排水施設建設債		1,146.0	4,820.6	5,966.5
	合 計 (A)		1,146.0	4,820.6	5,966.5
	※上記のうち (再掲) 一般会計負担分				
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)		1,146.0	4,820.6	5,966.5

- 注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
- 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
- 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
- 4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>本事業は対象地区が市街化区域外であり人口密集地ではないため建設経費及び維持管理経費と使用料収入のバランスから、企業の健全な運営を確保することが困難であるため、法非適用の特別会計で経理し、収支不足額を一般会計より繰入れることで、公共下水道と同一の使用料体系を維持している。地方債元金償還金と地方債支払利息が主な繰入金の項目である。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 資本投下の抑制 新規地区の整備に加え、既存施設における老朽化の進行に伴う改築・修繕など多大な資本投下が必要とされることから、効率的な整備及び計画的な施設更新を行う必要がある。</p> <p>課 題 ② 維持管理費等の節減合理化 継続的な事務事業の見直しのもと、更なる経営効率化へ向け、物件費等の削減を図り処理コストを節減する必要がある。</p> <p>課 題 ③ 定員管理及び給与の適正合理化 これまでも業務見直しのもと適正な定員管理、給与の適正・合理化を行い人件費の削減を図ってきたが、更なる経営の効率化のため今後も継続的な取組を行う必要がある。</p> <p>課 題 ④ 収入確保の取組 健全な事業運営のため、水洗化率の向上を図るなど収入確保に取り組む必要がある。</p> <p>課 題 ⑤ 民間的経営手法等の導入 合理化が進む一方でリスク管理や職員の技能継承について課題があることから、十分な検討をしながら民間的経営手法の導入を進めていく必要がある。</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

（1）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円、％）

年 度		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
		（計画前5年度） （ 決 算 ）	（計画前4年度） （ 決 算 ）	（計画前3年度） （ 決 算 ）	（計画前々年度） （ 決 算 ）	（計画前年度） （ 決 算 見 込 ）	（計画初年度）	（計画第2年度）	（計画第3年度）	（計画第4年度）	（計画第5年度）
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	359	427	373	503	515	534	501	552	562	576
	(1) 営 業 収 益 (B)	200	220	231	237	241	245	246	248	251	257
	ア 料 金 収 入	200	220	231	237	241	245	246	248	251	257
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ウ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 営 業 外 収 益	159	207	142	266	274	289	255	304	311	319
	ア 他 会 計 繰 入 金	150	204	137	264	272	288	253	302	309	317
	イ そ の 他	9	3	5	2	2	1	2	2	2	2
	2 総 費 用 (D)	359	364	373	376	373	378	366	356	358	364
	(1) 営 業 費 用 (E)	214	225	238	245	246	257	254	247	250	258
ア 職 員 給 与 費	28	27	32	29	27	26	26	26	26	26	
ウ ち 退 職 手 当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
イ そ の 他	186	198	206	216	219	231	228	221	224	232	
(2) 営 業 外 費 用 (F)	145	139	135	131	127	121	112	109	108	106	
ア 支 払 利 息	145	139	135	131	127	121	112	109	108	106	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
イ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	0	63	0	127	142	156	135	196	204	212	
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	1,006	979	536	347	291	574	724	704	678	565
	(1) 地 方 債	354	372	211	177	107	236	326	321	245	194
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 他 会 計 補 助 金	202	149	235	116	93	99	112	66	66	64
	(3) 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(5) 国（都道府県）補助金	365	393	56	21	64	190	226	256	322	275
	(6) 工 事 負 担 金	85	65	34	33	27	49	60	61	45	32
	(7) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2 資 本 的 支 出 (G)	1,006	1,042	536	474	433	730	859	900	882	777
(1) 建 設 改 良 費	742	768	301	255	205	469	552	651	625	514	
ウ ち 職 員 給 与 費	8	8	3	3	4	6	6	6	6	6	
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	264	274	235	219	228	261	307	249	257	263	
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(5) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	0	△ 63	0	△ 127	△ 142	△ 156	△ 135	△ 196	△ 204	△ 212	

(単位:百万円, %)

区 分	年 度									
	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積 立 金 (K)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実 質 収 支 (N)-(O)	黒 字 (P)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	赤 字 (Q)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	57.6	66.9	61.3	84.5	85.7	83.6	74.4	91.2	91.4	91.9
地方財政法施行令第20条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	200	220	231	237	241	245	246	248	251	257
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S) × 100)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)	200	220	231	237	241	245	246	248	251	257
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企 業 債 現 在 高 (X)	4,921	5,020	4,995	4,954	4,832	4,807	4,826	4,898	4,886	4,817

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度									
	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 支 分	150	204	137	264	272	288	253	302	309	317
うち基準内繰入金	16	192	136	258	264	277	247	302	309	317
うち基準外繰入金	134	12	1	6	8	11	6	0	0	0
資 本 的 収 支 分	202	149	235	116	93	99	112	66	66	64
うち基準内繰入金	28	27	214	22	16	9	8	7	7	7
うち基準外繰入金	174	122	21	94	77	90	104	59	59	57
合 計	352	353	372	380	365	387	365	368	375	381

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

（1）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円、％）

年 度		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
		（計画前5年度） （ 決算 ）	（計画前4年度） （ 決算 ）	（計画前3年度） （ 決算 ）	（計画前々年度） （ 決算 ）	（計画前年度） （ 決算見込 ）	（計画初年度）	（計画第2年度）	（計画第3年度）	（計画第4年度）	（計画第5年度）
収益的 収支	収益的 収入	1 総 収 益 (A)					534	501	552	562	576
		(1) 営 業 収 益 (B)					245	246	248	251	257
		ア 料 金 収 入					245	246	248	251	257
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)					0	0	0	0	0
		ウ そ の 他					0	0	0	0	0
		(2) 営 業 外 収 益					289	255	304	311	319
	ア 他 会 計 繰 入 金					288	253	302	309	317	
	イ そ の 他					1	2	2	2	2	
	2 総 費 用 (D)					378	366	356	358	364	
	(1) 営 業 費 用					257	254	247	250	258	
	ア 職 員 給 与 費					26	26	26	26	26	
	ウ ち 退 職 手 当					0	0	0	0	0	
	イ そ の 他					231	228	221	224	232	
	(2) 営 業 外 費 用					121	112	109	108	106	
	ア 支 払 利 息					121	112	109	108	106	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息					0	0	0	0	0		
イ そ の 他					0	0	0	0	0		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)						156	135	196	204	212	
資本的 収支	資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)					574	724	704	678	565
		(1) 地 方 債					236	326	321	245	194
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債					0	0	0	0	0
		(2) 他 会 計 補 助 金					99	112	66	66	64
		(3) 他 会 計 借 入 金					0	0	0	0	0
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金					0	0	0	0	0
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金					190	226	256	322	275
		(6) 工 事 負 担 金					49	60	61	45	32
	(7) そ の 他					0	0	0	0	0	
	2 資 本 的 支 出 (G)					730	859	900	882	777	
	(1) 建 設 改 良 費					469	552	651	625	514	
	ウ ち 職 員 給 与 費					6	6	6	6	6	
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)					261	307	249	257	263	
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金					0	0	0	0	0	
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金					0	0	0	0	0	
(5) そ の 他					0	0	0	0	0		
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)						△ 156	△ 135	△ 196	△ 204	△ 212	

(単位:百万円, %)

年 度	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
区 分										
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)						0	0	0	0	0
積 立 金 (K)						0	0	0	0	0
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)						0	0	0	0	0
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)						0	0	0	0	0
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)						0	0	0	0	0
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)						0	0	0	0	0
実 質 収 支						0	0	0	0	0
黒 字 (P)						0	0	0	0	0
赤 字 (Q)						0	0	0	0	0
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)						0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)						83.6	74.4	91.2	91.4	91.9
地方財政法施行令第20条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)						0	0	0	0	0
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)						245	246	248	251	257
地方財政法による資金不足の比率 (R)/(S) × 100						0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)						0	0	0	0	0
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)						0	0	0	0	0
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)						245	246	248	251	257
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)						0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)						0	0	0	0	0
企 業 債 現 在 高 (X)						4,807	4,826	4,898	4,886	4,817

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
区 分										
収 益 的 収 支 分						288	253	302	309	317
うち基準内繰入金						277	247	302	309	317
うち基準外繰入金						11	6	0	0	0
資 本 的 収 支 分						99	112	66	66	64
うち基準内繰入金						9	8	7	7	7
うち基準外繰入金						90	104	59	59	57
合 計						387	365	368	375	381

Ⅲ 今後の経営状況の見通し (②法非適用企業)

【特定環境保全公共下水道事業】

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円, %)

年 度		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
		(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)	
区 分		(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算 見 込)						
収益的 収支	収益的 収入	1 総 収 益 (A)	246	311	241	352	362					
		(1) 営 業 収 益 (B)	131	137	141	145	148					
		ア 料 金 収 入	131	137	141	145	148					
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0					
		ウ そ の 他	0	0	0	0	0					
		(2) 営 業 外 収 益	115	174	100	207	214					
		ア 他 会 計 繰 入 金	109	172	97	206	214					
		イ そ の 他	6	2	3	1	0					
		2 総 費 用 (D)	246	248	241	245	247					
		(1) 営 業 費 用	135	145	144	152	157					
	ア 職 員 給 与 費	19	18	17	15	15						
	ウ ち 退 職 手 当	0	0	0	0	0						
	イ そ の 他	116	127	127	137	142						
	(2) 営 業 外 費 用	111	103	97	93	90						
	ア 支 払 利 息	111	103	97	93	90						
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息	0	0	0	0	0							
イ そ の 他	0	0	0	0	0							
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	0	63	0	107	115							
資本的 収支	資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	428	368	438	308	167					
		(1) 地 方 債	201	196	186	177	79					
		資 本 費 平 準 化 債	0	0	0	0	0					
		(2) 他 会 計 補 助 金	165	111	193	84	68					
		(3) 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0					
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0					
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	36	42	33	21	6					
		(6) 工 事 負 担 金	26	19	26	26	14					
	(7) そ の 他	0	0	0	0	0						
	2 資 本 的 支 出 (G)	428	431	438	415	282						
	(1) 建 設 改 良 費	205	198	247	243	104						
	ウ ち 職 員 給 与 費	2	2	3	3	3						
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	223	233	191	172	178						
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0						
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0						
(5) そ の 他	0	0	0	0	0							
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	0	△ 63	0	△ 107	△ 115							

(単位:百万円, %)

年 度	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
区 分										
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	0	0	0	0	0					
積 立 金 (K)	0	0	0	0	0					
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	0	0	0	0	0					
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)	0	0	0	0	0					
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	0	0	0	0	0					
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	0	0	0	0	0					
実 質 収 支										
黒 字 (P)	0	0	0	0	0					
赤 字 (Q)	0	0	0	0	0					
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0					
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	52.5	64.7	55.8	84.4	85.2					
地方財政法施行令第20条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)	0	0	0	0	0					
営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	131	137	141	145	148					
地方財政法による資金不足の比率 (R)/(S) × 100	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0					
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)	0	0	0	0	0					
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)	0	0	0	0	0					
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)	131	137	141	145	148					
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0					
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)	0	0	0	0	0					
企 業 債 現 在 高 (X)	3,446	3,409	3,403	3,409	3,309					

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
区 分										
収 益 的 収 支 分	109	172	97	206	214					
うち基準内繰入金	12	172	97	200	206					
うち基準外繰入金	97	0	0	6	8					
資 本 的 収 支 分	165	111	193	84	68					
うち基準内繰入金	11	11	173	10	8					
うち基準外繰入金	154	100	20	74	60					
合 計	274	283	290	290	282					

Ⅲ 今後の経営状況の見通し (②法非適用企業)

【農業集落排水施設】

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円, %)

区 分		年 度					平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
		平成17年度 (計画前5年度) (決 算)	平成18年度 (計画前4年度) (決 算)	平成19年度 (計画前3年度) (決 算)	平成20年度 (計画前々年度) (決 算)	平成21年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
収益的 収 入	1 総 収 益 (A)	113	116	132	151	153					
	(1) 営 業 収 益 (B)	69	83	90	92	93					
	ア 料 金 収 入	69	83	90	92	93					
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0					
	ウ そ の 他	0	0	0	0	0					
	(2) 営 業 外 収 益	44	33	42	59	60					
	ア 他 会 計 繰 入 金	41	32	40	58	58					
	イ そ の 他	3	1	2	1	2					
	2 総 費 用 (D)	113	116	132	131	126					
	(1) 営 業 費 用	79	80	94	93	89					
	ア 職 員 給 与 費	9	9	15	14	12					
	うち 退 職 手 当	0	0	0	0	0					
	イ そ の 他	70	71	79	79	77					
	(2) 営 業 外 費 用	34	36	38	38	37					
	ア 支 払 利 息	34	36	38	38	37					
うち 一 時 借 入 金 利 息	0	0	0	0	0						
イ そ の 他	0	0	0	0	0						
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	0	0	0	20	27						
資本的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	578	611	98	39	124					
	(1) 地 方 債	153	176	25	0	28					
	資本 費 平 準 化 債	0	0	0	0	0					
	(2) 他 会 計 補 助 金	37	38	42	32	25					
	(3) 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0					
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0					
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	329	351	23	0	58					
	(6) 工 事 負 担 金	59	46	8	7	13					
	(7) そ の 他	0	0	0	0	0					
	2 資 本 的 支 出 (G)	578	611	98	59	151					
	(1) 建 設 改 良 費	537	570	54	12	101					
	うち 職 員 給 与 費	6	6	0	0	1					
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	41	41	44	47	50					
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0					
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0					
(5) そ の 他	0	0	0	0	0						
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	0	0	0	△ 20	△ 27						

(単位:百万円, %)

年 度	平成17年度 (計画前5年度) (決 算)	平成18年度 (計画前4年度) (決 算)	平成19年度 (計画前3年度) (決 算)	平成20年度 (計画前々年度) (決 算)	平成21年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
区 分										
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	0	0	0	0	0					
積 立 金 (K)	0	0	0	0	0					
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	0	0	0	0	0					
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)	0	0	0	0	0					
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	0	0	0	0	0					
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	0	0	0	0	0					
実 質 収 支										
黒 字 (P)	0	0	0	0	0					
赤 字 (Q)	0	0	0	0	0					
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0					
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	73.4	73.9	75.0	84.8	86.9					
地方財政法施行令第20条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)	0	0	0	0	0					
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	69	83	90	92	93					
地方財政法による資金不足の比率 (R)/(S) × 100	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0					
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)	0	0	0	0	0					
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)	0	0	0	0	0					
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)	69	83	90	92	93					
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 (T)/(V) × 100	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0					
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)	0	0	0	0	0					
企 業 債 現 在 高 (X)	1,475	1,611	1,592	1,545	1,523					

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度	平成17年度 (計画前5年度) (決 算)	平成18年度 (計画前4年度) (決 算)	平成19年度 (計画前3年度) (決 算)	平成20年度 (計画前々年度) (決 算)	平成21年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
区 分										
収 益 的 収 支 分	41	32	40	58	58					
うち基準内繰入金	4	20	39	58	58					
うち基準外繰入金	37	12	1	0	0					
資 本 的 収 支 分	37	38	42	32	25					
うち基準内繰入金	17	16	41	12	8					
うち基準外繰入金	20	22	1	20	17					
合 計	78	70	82	90	83					

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)											
料金回収率※ (%)		37.8	51.8	95.2	75.2	74.8	84.4	85.7	86.8	84.0	85.0
資本費 (円又は%)		209.0	196.9	190.3	181.0	183.3	179.6	178.7	181.5	185.7	182.1
総収支比率(法適用) (%)											
経常収支比率(法適用) (%)											
営業収支比率(法適用) (%)											
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)		57.6	66.9	61.3	84.5	85.7	83.6	74.4	91.2	91.4	91.9
繰入金比率	収益的収入分 (%)	41.8	47.8	36.7	52.5	52.8	53.9	50.5	54.7	55.0	55.0
	うち基準内繰入金 (%)	4.5	45.0	36.5	51.3	51.3	51.9	49.3	54.7	55.0	55.0
	うち基準外繰入金 (%)	37.3	2.8	0.3	1.2	1.6	2.1	1.2	0.0	0.0	0.0
	資本的収入分 (%)	20.1	15.2	43.8	33.4	32.0	17.2	15.5	9.4	9.7	11.3
	うち基準内繰入金 (%)	2.8	2.8	39.9	6.3	5.5	1.6	1.1	1.0	1.0	1.2
	うち基準外繰入金 (%)	17.3	12.5	3.9	27.1	26.5	15.7	14.4	8.4	8.7	10.1

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円 / m³) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円 / m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金 (水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入※ / 汚水処理費※ × 100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は

「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	使用料については、公共下水道事業と同一（20㎡使用時 1,858円）としており、計画期間中に改定の予定はない。整備地区の供用開始により料金収入の増加が見込まれる。
2 他会計繰入金の見込み	各年度における、歳出に対する歳入の不足額
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	嵩山地区（農業集落排水施設）整備事業【H20-28 1,600百万円、≪財源：補助金・市債・受益者分担金・市費≫】 神ヶ谷・神郷地区（特定環境保全公共下水道）整備事業【H21-25 915百万円、≪財源：補助金・市債・受益者分担金・市費≫】
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	職員給与費については、平成22年度は平成22年8月現在の決算見込を反映させ、平成23年度以降の伸びは0.0%とした。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

- ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み
現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。
 - ② 他会計繰入金の見込み
他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
 - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み
大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
 - ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの
収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあっては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。
 - 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)											
料金回収率※ (%)							84.4	85.6	86.8	84.0	85.0
資本費 (円又は%)							179.6	178.7	181.5	185.7	182.1
総収支比率(法適用) (%)											
経常収支比率(法適用) (%)											
営業収支比率(法適用) (%)											
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)							83.6	74.4	91.2	91.4	91.9
繰入金比率	収益的収入分 (%)						53.9	50.5	54.7	55.0	55.0
	うち基準内繰入金 (%)						51.9	49.3	54.7	55.0	55.0
	うち基準外繰入金 (%)						2.1	1.2	0.0	0.0	0.0
	資本的収入分 (%)						17.2	15.5	9.4	9.7	11.3
	うち基準内繰入金 (%)						1.6	1.1	1.0	1.0	1.2
	うち基準外繰入金 (%)						15.7	14.4	8.4	8.7	10.1

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円 / m³) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円 / m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金 (水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入※ / 汚水処理費※ × 100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は

「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	使用料については、公共下水道事業と同一（20㎡使用時 1,858円）としており、計画期間中に改定の予定はない。整備地区の供用開始により料金収入の増加が見込まれる。
2 他会計繰入金の見込み	各年度における、歳出に対する歳入の不足額
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	嵩山地区（農業集落排水施設）整備事業【H20-28 1,600百万円、≪財源：補助金・市債・受益者分担金・市費≫】 神ヶ谷・神郷地区（特定環境保全公共下水道）整備事業【H21-25 915百万円、≪財源：補助金・市債・受益者分担金・市費≫】
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	職員給与費については、平成22年度は平成22年8月現在の決算見込を反映させ、平成23年度以降の伸びは0.0%とした。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

- ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み
現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。
 - ② 他会計繰入金の見込み
他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
 - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み
大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
 - ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの
収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあっては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。
 - 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

【特定環境保全公共下水道事業】

(単位:%)

		平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)											
料金回収率※ (%)		33.0	45.3	96.0	70.1	69.9					
資本費 (円又は%)		264.7	257.2	251.0	229.9	228.9					
総収支比率(法適用) (%)											
経常収支比率(法適用) (%)											
営業収支比率(法適用) (%)											
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)		52.5	64.7	55.8	84.4	85.2					
繰入金比率	収益的収入分 (%)	44.3	55.3	40.2	58.5	59.1					
	うち基準内繰入金 (%)	4.9	55.3	40.2	56.8	56.9					
	うち基準外繰入金 (%)	39.4	0.0	0.0	1.7	2.2					
	資本的収入分 (%)	38.6	30.2	44.1	27.3	40.7					
	うち基準内繰入金 (%)	2.6	3.0	39.5	3.2	4.8					
	うち基準外繰入金 (%)	36.0	27.2	4.6	24.0	35.9					

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

- (1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100
 - (2) 総収支比率 (%)＝総収益／総費用×100
 - (3) 経常収支比率 (%)＝経常収益／経常費用×100
 - (4) 営業収支比率 (%)＝(営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用)×100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)
 - (5) 累積欠損金比率 (%)＝累積欠損金／(営業収益－受託工事収益)×100
 - (6) 収益的収支比率 (%)＝総収益／(総費用＋地方債償還金)×100
 - (7) 繰入金比率 (%)＝収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入 (又は資本的収入)×100
- 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記入すること。
- (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法
 - ・料金回収率 (%)＝供給単価※1／給水原価※2×100
 - ※1 供給単価 (円/㎡)＝給水収益／年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)
 - ※2 給水原価 (円/㎡)＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ)))／年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)
 - 但し、簡易水道事業については下記によるものとする。
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量
 - (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法
 - ・使用料回収率 (%)＝使用料収入※／汚水処理費※×100
 - ※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された(又は報告すべき)数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。
- 3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。
- 4 上記指標のうち(再掲)と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	使用料については、公共下水道事業と同一（20㎡使用時 1,858円）としており、計画期間中に改定の予定はない。整備地区の供用開始により料金収入の増加が見込まれる。
2 他会計繰入金の見込み	各年度における、歳出に対する歳入の不足額
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	嵩山地区（農業集落排水施設）整備事業【H20-28 1,600百万円、≪財源：補助金・市債・受益者分担金・市費≫】 神ヶ谷・神郷地区（特定環境保全公共下水道）整備事業【H21-25 915百万円、≪財源：補助金・市債・受益者分担金・市費≫】
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	職員給与費については、平成22年度は平成22年8月現在の決算見込を反映させ、平成23年度以降の伸びは0.0%とした。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

- ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み
現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。
 - ② 他会計繰入金の見込み
他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
 - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み
大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
 - ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの
収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。
 - 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

【農業集落排水施設】

(単位:%)

		平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)											
料金回収率※ (%)		52.0	68.1	93.9	84.7	84.4					
資本費 (円又は%)		103.4	94.6	94.0	103.2	109.5					
総収支比率(法適用) (%)											
経常収支比率(法適用) (%)											
営業収支比率(法適用) (%)											
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)		73.4	73.9	75.0	84.8	86.9					
繰入金比率	収益的収入分 (%)	36.3	27.6	30.3	38.4	37.9					
	うち基準内繰入金 (%)	3.5	17.2	29.5	38.4	37.9					
	うち基準外繰入金 (%)	32.7	10.3	0.8	0.0	0.0					
	資本的収入分 (%)	6.4	6.2	42.9	82.1	20.2					
	うち基準内繰入金 (%)	2.9	2.6	41.8	30.8	6.5					
	うち基準外繰入金 (%)	3.5	3.6	1.0	51.3	13.7					

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

- (1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100
 - (2) 総収支比率 (%)＝総収益／総費用×100
 - (3) 経常収支比率 (%)＝経常収益／経常費用×100
 - (4) 営業収支比率 (%)＝(営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用)×100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)
 - (5) 累積欠損金比率 (%)＝累積欠損金／(営業収益－受託工事収益)×100
 - (6) 収益的収支比率 (%)＝総収益／(総費用＋地方債償還金)×100
 - (7) 繰入金比率 (%)＝収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入 (又は資本的収入)×100
- 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記入すること。
- (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法
 - ・料金回収率 (%)＝供給単価※1／給水原価※2×100
 - ※1 供給単価 (円/㎡)＝給水収益／年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)
 - ※2 給水原価 (円/㎡)＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ)))／年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)
 - 但し、簡易水道事業については下記によるものとする。
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量
 - (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法
 - ・使用料回収率 (%)＝使用料収入※／汚水処理費※×100
 - ※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された(又は報告すべき)数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。
- 3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。
- 4 上記指標のうち(再掲)と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	使用料については、公共下水道事業と同一（20㎡使用時 1,858円）としており、計画期間中に改定の予定はない。整備地区の供用開始により料金収入の増加が見込まれる。
2 他会計繰入金の見込み	各年度における、歳出に対する歳入の不足額
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	嵩山地区（農業集落排水施設）整備事業【H20-28 1,600百万円、≪財源：補助金・市債・受益者分担金・市費≫】 神ヶ谷・神郷地区（特定環境保全公共下水道）整備事業【H21-25 915百万円、≪財源：補助金・市債・受益者分担金・市費≫】
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	職員給与費については、平成22年度は平成22年8月現在の決算見込を反映させ、平成23年度以降の伸びは0.0%とした。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

- ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み
現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。
 - ② 他会計繰入金の見込み
他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
 - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み
大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
 - ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの
収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。
 - 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理	③	II③については、業務の見直し、組織の統廃合、施設の維持管理業務の委託化、職員の再任用化など継続的な取組により適正な定員管理を行い現在4名の定員で事業を行っている。今後、新規地区の整備及び施設の老朽化が進む中で、維持管理業務の効率化に努め、経営改革プランの計画どおり現行の4名体制を維持する。
○ 給与のあり方	③	給与の適正化については、国の給与構造改革を踏まえ平成17年度に策定した経営改革プランに沿い、常に妥当性が高く、市民の理解が得られる給与制度への転換を図り、かつ、適正な給与水準を確保しながら、引き続き総人件費の抑制に努めていく。
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方	③	<p>給料表の構造改革をはじめ、調整手当の廃止、地域手当・特殊勤務手当等の見直しに取り組み、総人件費の抑制に努めるとともに、H20年6月より能力・業績を給与へ適切に反映する取組に着手した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給料表 年功的な給与上昇の抑制と職務・職責に応じた給与構造への転換などの観点からすべての給料表を抜本的に見直し、H18年度から実施(昇給カーブのフラット化、給料表の号給の細分化(4分割)、昇給期の一元化、枠外昇給制度の廃止) ・地域手当 H18年4月から調整手当の廃止と地域手当の新設・市長等5%、一般職8%→7% H20年4月に地域手当の見直し(国支給率6級地3%) ・市長等5%→3%(H20年度～)・3%→廃止(H21年度～) ・一般職7%→6%(H20年度)・6%→5%(H21年度)・5%→3%(H22年度～) ・管理職手当 H20年4月から定率性から定額制へ移行 ・特殊勤務手当 H17年度に手当全体の総点検を実施、見直しを行ったところであるが、今後も引き続き検証していく H18年4月から廃止(6手当)、新設(1手当)、減額(6手当)、増額(1手当)を実施 ・通勤手当 H17年4月から2km未満の支給廃止、20年4月から徒歩通勤者の支給廃止を実施
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	③	技能労務職員なし。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	③	退職時特別昇給はH16年6月1日に廃止した。
◇ 福利厚生事業のあり方	③	<p>職員の福利厚生制度である職員互助会について、H18年度から公費と職員掛金を折半化した経理と職員の掛金のみからなる経理に分けて事業を行うことにより、市民にも納得される内容となるように見直しを行った。その後も引き続き負担率、事業内容の見直しを行っている。H22年度は公費負担率、職員掛金率ともに0.1%ずつ引き下げた。</p> <p>豊橋市職員健康保険組合について、H18年度から福利厚生事業の見直しを行い、H19年度には健康保険料の事業主負担率を下げ、被保険者の負担率との折半化を実施した。そして、H21年12月1日に豊橋市職員健康保険組合を解散し、組合員掛金と事業主負担金の折半化されている愛知県都市職員共済組合に移行した。</p>
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	②	平成21年度より下水道施設設備台帳システムの導入により、施設の補修、更新を計画的に行うとともに、各職場においてきめ細やかな業務改善に継続的に取り組むなど維持管理業務の効率化に努め経営効率化を図っていく。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	⑤	経営効率化のため進めてきた、処理場の運転保守業務の民間委託化はほぼ終了している。今後は包括的な民間委託や指定管理者制度なども含めて広い視点から民間的経営手法の導入に向けて検討していく。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項目	IIの課題番号	具体的内容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体においては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	④	本事業の使用料は、下水道使用者の公平性を保つため、公共下水道と同一の使用料(20㎡使用時 1,858円)としている。本事業のみ使用料の引き上げを行うことは下水道使用者間での公平性を保てなくなることから難しい状況にあるため、新規供用開始地区における重点的な接続要請を実施するとともに、既設地区の未接続者に対しても戸別訪問及び文書等による継続的な接続要請を行うことで使用料収入の増加に努めていく。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		「豊橋市経営改革プラン」の取組状況を毎年報告するとともに、職員の給与実態、定員管理、予算・決算に係る財務状況等について議決の翌月に広報誌、ホームページなどで公開している。
○ 行政評価の導入		H12年度にモデルで実施し、H13年度から本格導入をしている。施策(124)・事務事業(約500)・細事業(約1,000)のすべてを評価対象としている。担当主査、課長、部長による評価を行い、評価結果を公表している。今後は、より最適な事業の選択と行政資源の効果的な配分を行う評価に取り組んでいく。
4 その他	①	効率的な下水道整備を行うため、費用比較等により合併処理浄化槽との役割分担を整理して、総合的な汚水処理を推進する。

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、IIに付した課題番号を「IIの課題番号」欄に記入すること。

- 2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。
- 3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。
- 4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。
- 5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	現在4名の定数で事業運営を行っているが、施設の老朽化の進行及び新規地区の整備が続く中、業務の効率化に努め現行の体制を維持する。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	施設の老朽化が進行する中、補修、更新を計画的に行うなど維持管理業務の効率化に努め、使用料回収率の向上を図る。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	一般会計から収支不足額を繰り入れることで経営されていることから、経営の効率化、収入確保の取組を継続的に行うことにより、一般会計からの繰出し額の削減を図る。
4 その他	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(4) 下水道事業【延長計画策定団体】

区分	課題	目標又は実績	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	当初計画合計	平成24年度	平成25年度	平成26年度	延長計画合計
			(当初計画前年度)	(当初計画初年度)	(当初計画第2年度)	(当初計画第3年度) (延長計画前年度)	(当初計画第4年度) (延長計画初年度)	(当初計画第5年度) (延長計画2年度)		(延長計画3年度)	(延長計画4年度)	(延長計画5年度)	
収入の確保	①	処理区域内人口(人)	20,265	20,967	21,229	21,223	21,444	21,755		21,929	23,246	23,423	
		A 増減		702	262	△6	221	311	1,490	174	1,317	177	1,668
		水洗便所設置済人口(人)	17,891	18,991	19,519	19,754	19,922	20,032		20,249	20,526	21,463	
		B 増減		1,100	528	235	168	110	2,141	217	277	937	1,431
	②	水洗化率(%)	88.3	90.6	91.9	93.1	92.9	92.1		92.3	88.3	91.6	
		C 増減		2.3	1.4	1.1	△0.2	△0.8	3.8	0.3	△4.0	3.3	△0.4
		有収水量(m³)	1,644,883	1,738,475	1,786,475	1,827,768	1,880,272	1,882,000		1,899,000	1,917,000	1,977,000	
		D 増減		93,592	48,000	41,293	52,504	1,728	237,117	17,000	18,000	60,000	95,000
	③	使用料単価(円/m³) (使用料収入/有収水量)	134.0	133.0	133.0	132.0	130.0	131.0		131.0	131.0	130.0	
		E 増減		△1	0	△1	△2	1	△3	0	0	△1	△1
		料金改定率(%) (料金改定実施年度に記入)							0				0
		F 増減							△0.4	0.0	0.0	0.0	0
	④	④ その他()	100.0	99.7	99.8	99.6	99.6	99.6		99.6	99.6	99.6	
G 増減			△0.3	0.1	△0.2	0.0	0.0	△0.4	0.0	0.0	0.0	0	
H 増減								0				0	
I 増減												0	
経営の効率化	⑤	管理運営費(千円)	637,901	593,374	594,267	602,068	610,117	604,674		603,069	617,108	629,111	
		I 増減		△44,527	893	7,801	8,049	△5,443	△33,227	△1,605	14,039	12,003	24,437
	⑥	処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円) (I/A)	31.5	28.3	28.0	28.4	28.5	27.8		27.5	26.5	26.9	
		J 増減		△3	△0	0	0	△1	△4	△0	△1	0	△1
		汚水処理原価(円/m³) (汚水処理経費/有収水量)	258.0	140.0	177.0	176.0	154.0	153.0		151.0	156.0	153.0	
		K 増減		△118	37	△1	△22	△1	△105	△2	5	△3	0
汚水処理原価(維持管理費)(円/m³) (汚水処理経費(維持管理費)/有収水量)	137.0	137.0	137.0	135.0	137.0	135.0		130.0	130.0	130.0			
L 増減		0	0	△2	2	△2	△2	△5	0	0	0	△5	
M 増減								0				0	
企業債現在高(百万円)	使用料回収率(%) (E/K×100)	51.9	95.0	75.1	75.0	84.4	85.6		86.8	84.0	85.0		
	累積欠損金比率(%) (実績値)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0						
	※当初計画の目標値								0.0	0.0	0.0		
	※(実績値)	5,020	4,995	4,954	4,832	4,955	4,941		4,898	4,886	4,817		

当初計画に計上した施策に係る改善効果額	収入の確保	使用料収入	137	146	148	151	154	159					
		改善効果額		9	11	14	17	22	73				
		①有収水量の増加		9	11	14	17	22	73				
		②使用料の適正化											
	③収納率の向上												
	経営の効率化	管理運営費	481	458	448	429	423	421					
		うち職員給与費中の退職手当を除いたもの	481	458	448	429	423	421					
		改善効果額		23	33	52	58	60	226				
		⑤職員給与費の適正化 維持管理費(上記以外)の適正化		23	33	52	58	60	226				
	⑥その他()												
	改善効果額												
										299			
										<参考>当初計画補償金免除額(旧資金運用部資金)	0		

企業債現在高(百万円)	※当初計画の目標値 内訳	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
		特定環境保全公共下水道	3,475	3,521	3,520	3,466
農業集落排水施設	1,592	1,545	1,523	1,489	1,513	
合計	5,067	5,066	5,043	4,955	4,941	
※実績値 内訳						
特定環境保全公共下水道	3,409	3,403	3,409	3,309		
農業集落排水施設	1,611	1,592	1,545	1,523		
合計	5,020	4,995	4,954	4,832		

(4) 下水道事業【延長計画策定団体】(つづき)

(単位:千円)

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	収入の確保	使用料収入											
		改善効果額					0	0	0	0	0	0	
		①有収水量の増加					0	0	0	0	0	0	
	その他④()												
	改善効果額												
	経営の効率化	管理運営費			602,068	610,117	604,674		603,069	617,108	629,111		
		うち職員給与費中の退職手当を除いたもの			26,752	25,797	25,797		25,797	25,797	25,797		
		改善効果額				276	276		276	276	276	1,380	
		⑤職員給与費の適正化(地域手当の見直し)				276	276		276	276	276	1,380	
		その他⑥()											
改善効果額											0		

注1 計画前年度において使用料単価150円/㎡(20㎡当たり3,000円)未満(処理原価が150円/㎡未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記入し、当該適正化による増収額を②に記入すること。

- 2 「収入の確保」その他④の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)
- 3 「経営の効率化」その他⑥の例:建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など。建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)
- 4 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。
- 5 「目標又は実績」の各数値を記入する場合は、以下を参考にされたい。

【平成21年度地方公営企業決算状況調査】

- ・処理区域内人口 …………… 10表01行11列
 - ・水洗便所設置済人口 …………… 10表01行12列
 - ・有収水量 …………… 10表01行52列
 - ・管理運営費 …………… 32表02行05列
 - ・汚水処理原価 …………… (32表02行06列) / (有収水量)
 - ・汚水処理原価(維持管理費) …… (32表01行44列) / (有収水量)
- ・使用料収入
 - 法適用事業 = 20表01行03列
 - 法非適用事業 = 26表01行03列
 - ・うち職員給与費中の退職手当を除いたもの
 - 法適用事業 = (21表01行06列) + (23表01行18列) - (21表01行44列)
 - 法非適用事業 = (26表01行14列) + (26表01行35列) - (26表02行14列)

6 「普通会計における改善効果額のうち下水道事業会計に算入する額 C」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)

- 使用料適正化の考え方 公共下水道と同一の使用料としており計画期間中改定の予定はなく、継続的に接続要請を行うことで収入の確保を図る。
- 民間委託の取組状況 新規地区の整備、施設の老朽化が進むなか、下水設備台帳システム導入による計画的な施設の補修、更新等、維持管理業務の効率化し、経費節減するとともに現行定員を維持する。
- その他に記入された項目に関する取組等

延長計画改善効果額 合計 A	1,380
延長期間が2年以下の場合に加算する改善効果額 B	
普通会計における改善効果額のうち下水道事業会計に算入する額 C	17,345
A + B + C	18,725
<参考>延長計画補償金免除額(旧資金運用部資金)	18,725

